

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	日本海側港湾の防波堤周辺の波浪等による漂砂（洗掘）に関する研究委託
業 務 概 要	本業務は、日本海側の港湾で課題となっている波浪等による漂砂や河川からの流下土砂による水域施設の埋塞及び洗掘のメカニズムの解析と将来的な対策の検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 内田 貴宏 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和8年6月24日
契 約 業 者 名	国立大学法人鳥取大学
契 約 業 者 の 住 所	鳥取県鳥取市湖山町南4-101
契 約 金 額 （ 税 込 み ）	¥4,997,192
予 定 価 格 （ 税 込 み ）	¥4,997,192
随意契約によることとした理由	本業務は、日本海側の港湾で課題となっている波浪等による洗掘のメカニズムの解明と将来的な対策の検討を行うものである。なお近年、防波堤堤頭部の洗掘が確認されている鳥取港を対象とする。 業務の遂行にあたっては、鳥取港において高波浪・台風通過後、早急に深淺測量を実施できること、深淺測量結果から洗掘と波浪との関係を解析・評価する能力を有すること、また、洗掘対策を検討するため多方向不規則波を発生させることができる平面水槽を保有又は使用することが必要である。 国立大学法人鳥取大学は、小型船舶と深淺測量機材を一式所有しており、高波浪や台風通過後、早急に深淺測量が実施可能である。また、漂砂・海浜地形変形メカニズムに関する予測技術を独自開発・保有するなど地形変形にかかる高度な知見を有し、洗掘と波浪との関係を解析・評価する能力を有している。さらに構造物近傍の洗掘とその防止対策に関する実験・研究に使用可能な多方向不規則波を発生させることができる平面水槽を所有している。以上のことから、本業務を遂行するにあたり必要な能力を有している。 本業務を遂行するにあたり必要な能力を有する者は、国立大学法人鳥取大学以外にも存在する可能性があることから、令和8年5月15日から令和8年6月4日までの期間において、本業務の受託希望者の公募を行ったが、参加意思確認書の提出者がいなかった。 以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、国立大学法人鳥取大学と随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和8年6月24日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和9年3月15日
備 考	